

会社等にお勤めの方へ

健康保険・厚生年金に加入できないか確認しましょう！

健康保険・厚生年金のメリットは？

○ 保険料の半分は会社が負担します

- 健康保険や厚生年金の保険料は、会社と被保険者が半分ずつ負担します。
- 被扶養者の方の保険料負担はありません。

○ 老齢年金の給付が増えます

(モデルケース) 月収 200,000 円の場合

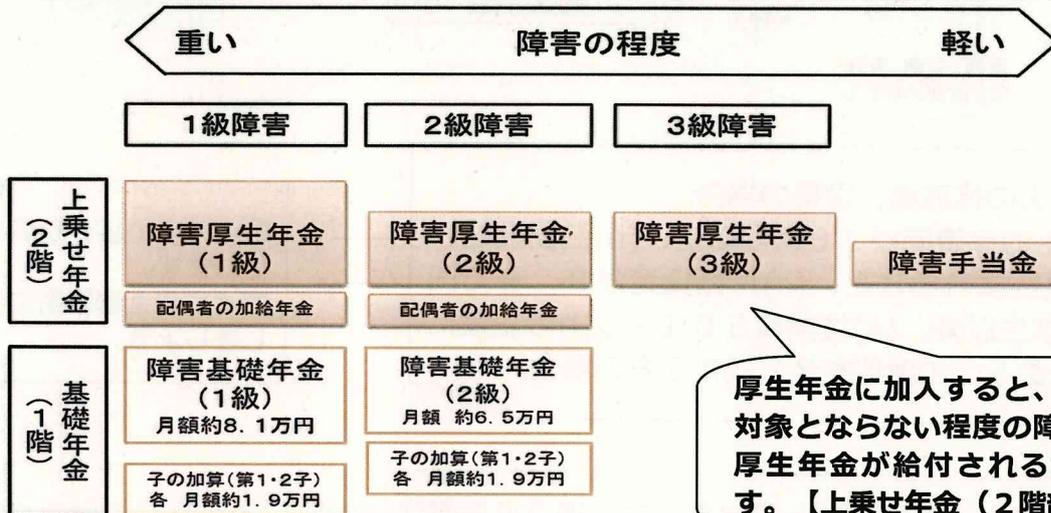
厚生年金に加入すると、国民年金のほかに厚生年金から給付があるので、給付額が増えます。

保険料負担 (1月当たり)			年金給付の増加額 (1年当たり)		
健康保険	厚生年金	合計	1年加入	20年加入	40年加入
9,910円	18,184円	28,094円	13,200円	263,000円	526,200円

※年金給付の増加額とは、厚生年金に加入した場合に増える額を指します。

○ 障害年金の給付が充実

- 厚生年金に加入すると、障害を負った時の障害年金の給付額が増えます。



○ 遺族年金の給付が充実

- 国民年金の場合、加入者が万一お亡くなりになった場合に遺族基礎年金が支給されますが、子どもが18歳になるまでの給付となります。
- 厚生年金に加入すると、亡くなられた方の配偶者は、子どもの年齢に関わらず遺族厚生年金を受け取ることができます。

○ 医療保険(健康保険)の給付が充実

- 健康保険に加入すると、ケガや出産によって仕事を休まなければならない場合に、所得保障として賃金の3分の2程度の給付があります。(傷病手当金、出産手当金)

健康保険・厚生年金に加入しなければならない会社は？

◆次の事業所は、健康保険・厚生年金への加入が法律で義務づけられています。

すべての法人事業所

個人事業所

(常時従業員を5人以上雇用している)

※法人事業所であっても学校法人の事業所は私立学校教職員共済制度に加入することになります。

※5人以上の個人事業所であってもサービス業の一部(飲食業、理美容業、娯楽業等)、農林業、水産業、畜産業、法務などの事業所は強制適用事業所から除かれます。

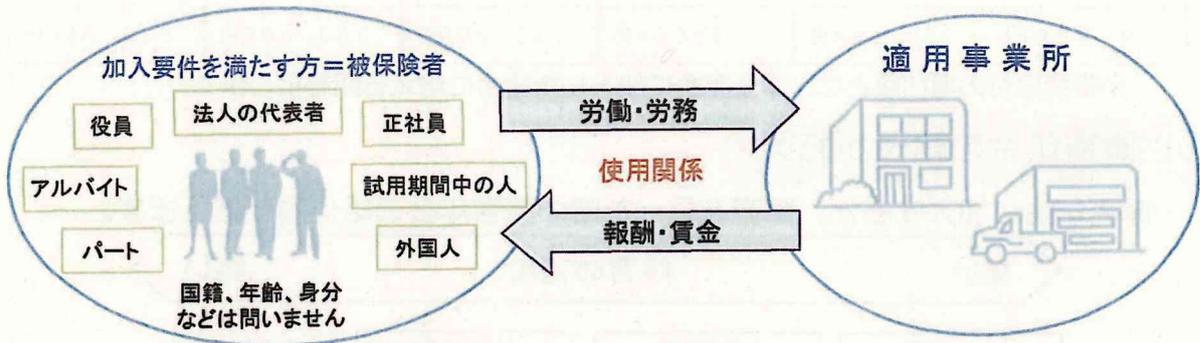
※強制適用事業所以外の事業所でも、一定の条件を満たせば健康保険・厚生年金に加入することができます。
(任意適用事業所)

どのような従業員が健康保険・厚生年金の被保険者となるの？

◆健康保険・厚生年金の適用事業所となっている会社(事業所)に勤務されていて次の

①～③の加入要件を満たす方が、被保険者となります。

※厚生年金は、原則70歳に達するまでの加入となります。



①正社員、法人の代表者、役員の場合

②(a)週の所定労働時間が20時間以上、(b)勤務期間が1年以上見込まれること、(c)月額賃金が8.8万円以上、(d)学生以外、(e)従業員501人以上の企業に勤務、以上の5つの要件を全て満たす方の場合

被保険者の要件を満たしています。
直ぐに年金事務所に相談しましょう。

③パートタイマー・アルバイト等であって、週30時間未満であっても、同じ会社(事業所)の正社員の1週間の所定労働の4分の3以上働いている方の場合
(例：正社員が週40時間働いている場合に週30時間以上働いている方)

被保険者の要件を満たす場合があります。

まずは、最寄りの年金事務所に相談してみましょう。

和歌山西年金事務所

連絡先 和歌山市関戸 2-1-43

電話番号 (073) 447-1640